

# 参 考 資 料

下水道事業の経営改革への取組.....	資料1	P.1 ~ 2
下水道使用料改定の経緯.....	資料1	P.3
秩父市下水道条例改正要点.....	資料2	P.1 ~ 2

## 公営企業会計の適用

民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要

平成31年度からの適用



## 経営比較分析表の策定・公表

経営指標の経年比較・類似団体の比較により現状を自己分析し公表

平成26年度決算からの公表

## 公営企業の全面的な見える化

### 更なる抜本的な改革の検討

広域化、共同化  
・ 民間活用

適正な使用料  
の設定

相互に反映



### 経営戦略の策定

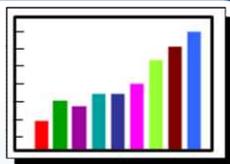
投資の合理化、財源見直し等  
を行い、経営基盤を強化

平成32年度  
策定予定



# 下水道事業の経営改革への取組

## 増収対策



### ① 接続率の増加対策

- 現在の接続率:96.7%(未接続世帯:497世帯)  
→ 100%へ増加することで、  
**約 900万円/年 の収入増**

※ 県内40市の接続率(加重平均) = 96.3% (H30年度)

### ② 適正な使用料の設定

- 総務省「下水道使用料の水準(目安)」  
→ 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、…(中略)…まずは**使用料単価を150円/m<sup>3</sup>に引き上げる**こと。  
  
→ **約 1億7,000万円/年 の収入増**

※ 現在の使用料単価 = 103.3円 (H30年度)

## コスト削減策



### ① 処理場の包括的民間委託

- **単年度契約** → **複数年契約**
- **仕様書発注** → **性能発注**

→ 人件費+委託費の**トータルコストの削減**を目指す  
→ **目標削減率:10%**

※「公共施設管理における包括的民間委託の導入事例集(H26.7月)」事例-24

### ② 省エネ型の送風機(ブロワ)導入による動力費の削減

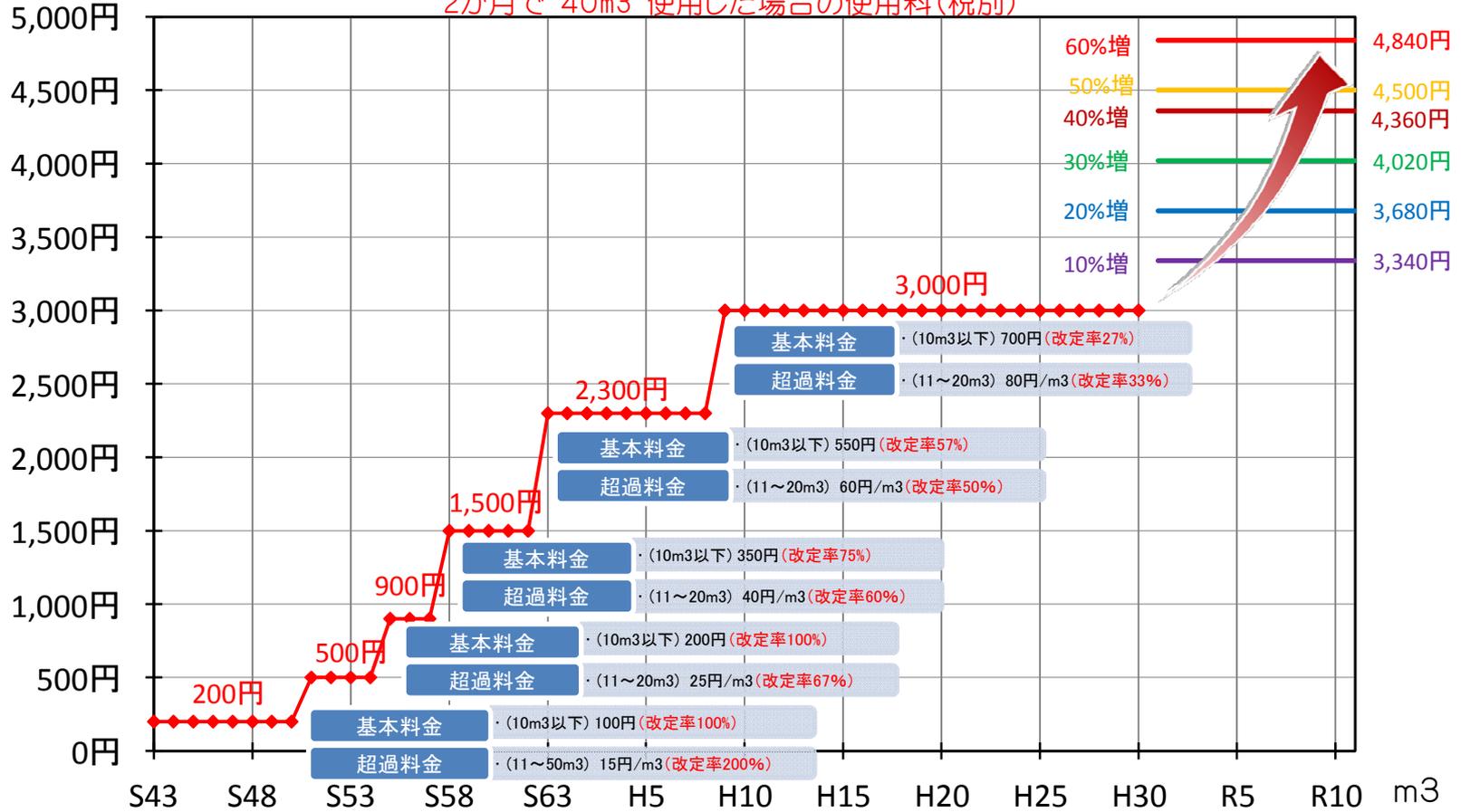
### ③ 処理場規模の適正化を図り、施設の有効活用による過大投資の抑制

### ④ スtockマネジメント計画に基づき、過大投資の抑制、投資の平準化



# 下水道使用料改定の経緯

2か月で 40m<sup>3</sup> 使用した場合の使用料(税別)



# 秩父市下水道条例改正要点

資料2

公布日	使用料																																	
昭和39年4月1日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>排水量</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10m3以下</td> <td>50円</td> <td>10m3を超え1m3につき5円</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>20m3以下</td> <td>100円</td> <td>20m3を超え1m3につき5円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場用</td> <td>200m3以下</td> <td>600円</td> <td>200m3を超え1m3につき3円</td> </tr> <tr> <td>工場用</td> <td>200m3以下</td> <td>600円</td> <td>200m3を超え1m3につき3円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>100m3以下</td> <td>500円</td> <td>100m3を超え1m3につき5円</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行日 昭和39年7月1日</p>				種類	排水量	使用料		一般用	10m3以下	50円	10m3を超え1m3につき5円	団体用	20m3以下	100円	20m3を超え1m3につき5円	公衆浴場用	200m3以下	600円	200m3を超え1m3につき3円	工場用	200m3以下	600円	200m3を超え1m3につき3円	臨時用	100m3以下	500円	100m3を超え1m3につき5円						
種類	排水量	使用料																																
一般用	10m3以下	50円	10m3を超え1m3につき5円																															
団体用	20m3以下	100円	20m3を超え1m3につき5円																															
公衆浴場用	200m3以下	600円	200m3を超え1m3につき3円																															
工場用	200m3以下	600円	200m3を超え1m3につき3円																															
臨時用	100m3以下	500円	100m3を超え1m3につき5円																															
昭和50年12月25日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>排水量</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般用</td> <td>10m3以下</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> <tr> <td>10m3を超え50m3</td> <td>1m3につき</td> <td>15円</td> </tr> <tr> <td>50m3を超え300m3</td> <td>1m3につき</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>300m3を超</td> <td>1m3につき</td> <td>25円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公衆浴場用</td> <td>300m3以下</td> <td colspan="2">2,000円</td> </tr> <tr> <td>300m3を超</td> <td>1m3につき</td> <td>5円</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行日 昭和51年4月1日</p>				種類	排水量	使用料		一般用	10m3以下	100円		10m3を超え50m3	1m3につき	15円	50m3を超え300m3	1m3につき	20円	300m3を超	1m3につき	25円	公衆浴場用	300m3以下	2,000円		300m3を超	1m3につき	5円						
種類	排水量	使用料																																
一般用	10m3以下	100円																																
	10m3を超え50m3	1m3につき	15円																															
	50m3を超え300m3	1m3につき	20円																															
	300m3を超	1m3につき	25円																															
公衆浴場用	300m3以下	2,000円																																
	300m3を超	1m3につき	5円																															
昭和55年3月31日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>排水量</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般用</td> <td>10m3以下</td> <td colspan="2">200円</td> </tr> <tr> <td>10m3を超え20m3</td> <td>1m3につき</td> <td>25円</td> </tr> <tr> <td>20m3を超え50m3</td> <td>1m3につき</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>50m3を超え100m3</td> <td>1m3につき</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>100m3を超え300m3</td> <td>1m3につき</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>300m3を超</td> <td>1m3につき</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公衆浴場用</td> <td>300m3以下</td> <td colspan="2">4,000円</td> </tr> <tr> <td>300m3を超</td> <td>1m3につき</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行日 昭和55年4月1日から施行し、5月検針適用計量 ½新・旧</p>				種類	排水量	使用料		一般用	10m3以下	200円		10m3を超え20m3	1m3につき	25円	20m3を超え50m3	1m3につき	30円	50m3を超え100m3	1m3につき	40円	100m3を超え300m3	1m3につき	50円	300m3を超	1m3につき	60円	公衆浴場用	300m3以下	4,000円		300m3を超	1m3につき	10円
種類	排水量	使用料																																
一般用	10m3以下	200円																																
	10m3を超え20m3	1m3につき	25円																															
	20m3を超え50m3	1m3につき	30円																															
	50m3を超え100m3	1m3につき	40円																															
	100m3を超え300m3	1m3につき	50円																															
	300m3を超	1m3につき	60円																															
公衆浴場用	300m3以下	4,000円																																
	300m3を超	1m3につき	10円																															
昭和58年10月3日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>排水量</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般用</td> <td>10m3以下</td> <td colspan="2">350円</td> </tr> <tr> <td>10m3を超え20m3</td> <td>1m3につき</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>20m3を超え50m3</td> <td>1m3につき</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>50m3を超え100m3</td> <td>1m3につき</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>100m3を超え300m3</td> <td>1m3につき</td> <td>85円</td> </tr> <tr> <td>300m3を超</td> <td>1m3につき</td> <td>95円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公衆浴場用</td> <td>300m3以下</td> <td colspan="2">5,000円</td> </tr> <tr> <td>300m3を超</td> <td>1m3につき</td> <td>30円</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行日 昭和58年10月3日から施行し、11月検針適用計量 ½新・旧</p>				種類	排水量	使用料		一般用	10m3以下	350円		10m3を超え20m3	1m3につき	40円	20m3を超え50m3	1m3につき	50円	50m3を超え100m3	1m3につき	70円	100m3を超え300m3	1m3につき	85円	300m3を超	1m3につき	95円	公衆浴場用	300m3以下	5,000円		300m3を超	1m3につき	30円
種類	排水量	使用料																																
一般用	10m3以下	350円																																
	10m3を超え20m3	1m3につき	40円																															
	20m3を超え50m3	1m3につき	50円																															
	50m3を超え100m3	1m3につき	70円																															
	100m3を超え300m3	1m3につき	85円																															
	300m3を超	1m3につき	95円																															
公衆浴場用	300m3以下	5,000円																																
	300m3を超	1m3につき	30円																															

公 布 日	使 用 料			
昭和63年 3月25日	種類	排 水 量	使 用 料	
	一 般 用	10m3 以下		550 円
		10m3 を超え 20m3	1m3 につき	60 円
		20m3 を超え 30m3	1m3 につき	70 円
		30m3 を超え 50m3	1m3 につき	85 円
		50m3 を超え 100m3	1m3 につき	100 円
		100m3 を超え 200m3	1m3 につき	110 円
		200m3 を超え 500m3	1m3 につき	120 円
		500m3 を超	1m3 につき	130 円
	公衆浴場用	300m3 以下		5,000 円
		300m3 を超	1m3 につき	30 円
施行日 昭和63年 3月25日から施行し、5月検針適用計量 ½新・旧				
平成 9年 3月27日	種類	排 水 量	使 用 料	
	一 般 用	10m3 以下		700 円
		10m3 を超え 20m3	1m3 につき	80 円
		20m3 を超え 30m3	1m3 につき	90 円
		30m3 を超え 50m3	1m3 につき	105 円
		50m3 を超え 100m3	1m3 につき	120 円
		100m3 を超え 200m3	1m3 につき	140 円
		200m3 を超え 500m3	1m3 につき	150 円
		500m3 を超	1m3 につき	160 円
	公衆浴場用	300m3 以下		6,500 円
		300m3 を超	1m3 につき	40 円
施行日 平成 9年 5月 1日から施行し、7月 1日検針分より適用				